

小括

第1章では、催告解除と無催告解除とを分ける規律について、アメリカ法からの示唆を得て、わが国においてどのように理論構築していくべきかを検討した。

まず、日本における「契約目的不達成」の意義と、アメリカにおける「重大な違反」の意義とを比較検討した。従来のわが国における催告解除と「契約目的不達成」との関係が問題となった複数の判例、定期行為解除、瑕疵担保責任解除等における「契約目的不達成」要件は、無催告解除においてのみ機能し、かつ債権者の利益保護という事情を判断要素とする狭い概念である。これに対し、アメリカの「重大な違反」概念は、第1段階では、相手方当事者が違反を行った場合に、自己の義務の履行を停止・保留できるための要件として機能すること、契約解除を正当化する「完全な違反」と、違反の程度は同一であることがあり、侵害された当事者の契約によって合理的に期待される利益を奪われる程度のみならず、違反した当事者が反対給付を得ることができなくなることにより被る権利喪失の程度、治癒の見込みも判断要素となることから、わが国における無催告解除の要件となった「契約目的不達成」要件より広い概念であることがいえる。わが国の「契約目的不達成」概念を、催告解除・無催告解除を通じて契約解除を限定する要件として、また、債権者の利益のみならず、債務者の事情も含めた当事者間の公平を図る機能を有する要件として、広く再構成すべきことを提唱した。

次に催告を必要とする解除として、アメリカの「完全な違反」概念の検討、治癒権が認められる場合の検討、例外としての時宜に適った履行が必要とされる場合、および日本の542条の位置付けの議論や判例の検討などをもとに、催告を要件とすべき場合は、履行または追完の可能性がある場合でかつそれが債権者にとって意味がある場合であり、反対に、履行あるいは追完が不可能または可能であってもそれが債権者にとってもや意味がない場合には、無催告解除を認めるべきとの結論に至った。

さらに、広く再構成した「契約目的不達成」と催告解除との関係を検討した。催告解除と無催告解除とを一元的に理解すべきか、二元化すべきかという問題である。アメリカにおける「完全な違反」の議論を参考に、広く再構成した「契約目的不達成」要件をもって催告解除と無催告解除とを一元的に理解すべきとした。ただしアメリカと異なり、履行の停止・保留という概念を持たないわが国においては、解除権発生時での要件の充足が必要と理解すべきである。このように広い概念として再構成した「契約目的不達成」要件は、催告解除・無催告解除を通じて解除できる範囲を限定しうる機能を有する一方、評価性が高く契約類型・義務類型に応じて柔軟に判断することで、解除要件の硬直化を招く

ものではないことも指摘した。

第2章では、広い概念として再構成した「契約目的不達成」要件について、アメリカのケースに現れた具体的な契約・義務類型による原則・例外の判断をもとに、今後わが国におけるあるべき判断構造、評価根拠事実・評価障害事実を検討した。

まず、再構成された「契約目的不達成」の主張立証責任は解除を主張する者が負うべきとし、その理由として解除の制度趣旨および立証の困難性を検討した。契約の主たる債務違反の場合は、評価根拠事実は量的に少なくてよく、いわゆる附隨的債務のような義務違反の場合には量的に多い事実を評価根拠事実として主張立証すべきことになり、具体的な義務違反の類型に応じて解除における立証の公平を実現するものと結論づけた。

上記を前提に、具体的な「契約目的不達成」の判断要素を、アメリカのケースにおける判断を参考に検討した。目的物の所有権移転を伴う義務違反（売買型、請負型）、金銭支払義務違反といった契約類型に応じて検討した。また、定期行為においては、催告解除と無催告解除の区別の基準としての履行・追完が債権者にとって意味を有するかの判断について、原則例外の判断構造を検討した。いわゆる付隨的義務違反における、催告解除、無催告解除を通じて「契約目的不達成」の判断構造は、第3編で検討したとおりである。一部違反の場合の全部解除類型においては、契約全体の目的不達成の判断について、契約類型・義務類型に応じた判断構造があることを検討した。アメリカのケースにおける契約類型・義務類型に応じたきめ細かい考量から、わが国における広く再構成した「契約目的不達成」判断の指標となる視点を得ることができた。こうした検討は、単に法理論の構築のみならず、社会の変動や契約の多様化に応じた適切な民事裁判のあり方に資することになる。

結び－債権法改正に寄せて

本稿において、わが国におけるるべき解除要件の姿を論じてきた。一方、民法改正においては、現在要綱仮案が公表される段階まで来ている。要綱仮案には解釈では補うことのできない理論的問題点があることは指摘したが、要綱仮案を前提とした今後の解除要件の解釈についても触れておく。

要綱仮案「第 12 契約の解除」の 1 では催告解除が規定される。まず、催告解除が適用されるのは、債務者において契約違反があった時点において、なお履行または追完が可能である場合、かつそれが債権者にとって意味がある場合である。

一方、無催告解除とされるのは、「第 12 契約の解除」の 2 および 3 にある履行不能、履行拒絶、定期行為、その他契約目的不達成の見込みが明らかである場合、一部不能一部履行拒絶の一部解除である。

このうち、履行不能、履行拒絶、一部不能一部履行拒絶の一部解除は、「契約目的不達成」は明示されていないが、不能や履行拒絶された部分に関しては、もはや債務者において履行または追完の可能性がないため、実質的に債権者において契約を締結した目的が達成できないといえる。不能や履行拒絶に当たるかの判断は、履行または追完の可能性の有無を基準として行えば足りると解すべきである。

一部不能・一部履行拒絶の場合の全部解除、定期行為、その他の場合には、「契約目的不達成」が要件として明示されている。

催告解除の場合は、不履行が「軽微」でない場合は解除が認められないとしていて、それは解除を争う者が主張立証すべきの消極要件であるように読める。他方、「契約目的不達成」を要件とする無催告解除の場合は、解除を主張する者が主張立証すべき積極要件となるように読める。催告解除の場合は、不履行が「軽微」な場合は、解除を認めず、無催告解除の場合は「契約目的不達成」の場合に初めて解除が認められるが、両者の要件の関係が最も問題となろう。

催告解除の場合に最判昭和 43 年 2 月 23 日民集 22 卷 2 号 281 頁のいわゆる附隨的債務の不履行を含むものとしての解釈に限界があることは既に述べたが、それに目をつぶって単に文言の違いと捉えた場合、いずれも広く再構成した「契約目的不達成」要件を満たしてはじめて解除が認められるとすべきである。言葉の問題としては、「軽微でない」不履行の範囲が狭く、「契約目的不達成」のほうが範囲が広いようにも理解できるが、不履行の程度が小さい場合には、解除できないという限界を認める点では共通するものと理解すべきである。催告解除の場合も契約類型・義務類型に応じて様々な不履行の態様が考えられることから、その範囲は一概に狭いと理解すべきではなかろう。履行・追完が可能でかつ債権者にとって意味があるということを前提とする点では、無

催告解除と異なるが、不履行の程度としては、同様に考えてよいであろう。

ただアメリカと異なり、催告解除の場合は、催告時ではなく、解除権発生時の「契約目的不達成」を判断すべきである。催告を経てもなお履行がされないという点を加味して、「契約目的不達成」と等価といえるかを検討すべきであろう。無催告解除においても、同様に解除権発生時の、広く再構成した「契約目的不達成」要件の充足を要求すべきである。

催告解除、無催告解除を通じて、「契約目的不達成」の具体的判断においては、債権者の利益のみならず、債務者の権利喪失や治癒の機会等も考慮要素として判断すべきである。かつ、すでに述べたような契約類型・義務類型に応じた原則例外という視点からの柔軟な判断を行うべきといえる。今後の社会の変化や多様化、国際化にも対応しうる解除制度となりうるであろう。

契約を取り巻く世界的潮流に、わが国が乗り遅れないようにするだけでなく、世界をリードする立場を目指して理論構築を目指していくためには、解除についても、契約類型に応じた柔軟な対応ができるようにきめ細かい考量を行うべきであろうと考え、以上のように検討してきた。

ご意見を賜る機会があれば、真摯に検討しより良き契約理論、解除制度の在り方を目指して研究を重ねていきたい。

以上

追記 博士学位請求申請をした後の、民法（債権関係）部会第99回会議（平成27年2月10日開催）において、「民法（債権関係）の改正に関する要綱案」が決定され、公表された。解除に関する規定は「要綱仮案」およびそれをほぼ引き継いだ「要綱案の原案（その1）」から実質的な変更はない。

文献一覧

- 潮見佳男「総論—契約責任論の現状と課題（特集契約責任論の再構築 2006 年日本私法学会シンポジウム資料）」『ジュリスト』No.1318（2006年9月1日）81頁
- 山本敬三「契約の拘束力と契約責任論の展開（特集契約責任論の再構築 2006 年日本私法学会シンポジウム資料）」『ジュリスト』No.1318（2006年9月1日）87頁
- 民法（債権法）改正検討委員会編『債権法改正の基本方針』別冊 NBL126 号（2009年）144頁
- 商事法務編『民法（債権関係）の改正に関する中間試案（概要付き）（別冊 NBL143 号）』、株式会社商事法務（2013年4月）
- 司法研修所編『増補民事訴訟における要件事実第一巻』（法曹会、昭和62年）
- 伊藤滋夫『要件事実の基礎—裁判官による法的判断の構造』（有斐閣、平成12年）
- 難波孝一「規範的要件・評価的要件」伊藤滋夫総括編集、『民事要件事実講座1 総論 I 要件事実の基礎理論』（青林書院、2005年）204頁
- 伊藤滋夫編『要件事実講義』（商事法務、2008年）
- 田村伸子「評価的要件の判断構造についての考察—権限外の表見代理における『正当当事由』を題材として」伊藤滋夫総括編集、『民事要件事実講座6 民法学と要件事実との協同』（青林書院、2010年）81頁以下
- 松本博之「要件事実論と法学教育(2)—要件事実論批判を中心に」『自由と正義』55号（2004年1月）68頁
- 大塚直「不法行為法と要件事実論—規範的要件としての過失および受忍限度を中心として」『NBL』812号（2005年7月1日号）92頁
- 林陽子「規範的要件と訴訟実務—現代的紛争の中での機能」『NBL』813号（2005年）87頁
- 「国籍法2条3号『父母とともに知れないとき』の要件事実—最判平成7年1月27日民集49巻1号56頁国籍確認請求事件」『創価ローラーナル』第4号（2011年）183頁
- 道田信一郎「国際物品売買条約案と国連会議(7)」『ジュリスト』668号（1978年7月1日）116頁
- 山田到史子「契約解除における『重大な契約違反』と帰責事由（一）」『民商法雑誌』110巻2号（1994年5月）283頁
- 森田修「『契約目的』概念と解除の要件論—債権法改正作業の文脈化のために—」小林一俊ほか編、『債権法の近未来像—下森定先生傘寿記念論文集』（酒井書店、2010年）231頁
- 山本敬三『民法講義IV-1 契約』（有斐閣、2005年）
- 平井宣雄『債権各論I』（弘文堂、2008年）
- 前田達明編『史料民法典』（成文堂、2004年）
- 福本忍「フランス債務法における法定解除の法的基礎(fondement juridique)と要件論(1)(2)—19世紀の学説・判例による『默示の解除条件』構成の実質的修正に着目して—」『立命館法学』299号（2005年第1号）、302号（2005年第4号）
- 齋藤哲志「フランスにおける契約の解除(一)(二・完)」『法学協会雑誌』第123巻第7号（2006年7月）、同巻8号（2006年8月）
- 後藤巻則「契約解除の存在意義に関する覚書」早稲田大学比較法研究所『比較法学』28巻1号（1994年）1頁
- 富井政章『民法論綱 財産取得編 上』（復刻版）（新青出版、2001年）
- 柿崎欽吾『日本民法財産編註釋』（発行者梅原龜七、明治23年）
- 鶴藤倫道「契約の解除と損害賠償(一)(二・完)—売買契約解除に関するドイツ法を中心に—」『民商法雑誌』110巻3号（1994年）429頁以下、同4・5号、859頁以下

杉本好央「ドイツ民法典における法定解除制度に関する一考察（一）～（三・完）」東京都立大学法学会編『法学会雑誌』第 41 卷第 2 号（2001 年 1 月）299 頁以下、同第 42 卷 1 号、168 頁以下、同卷第 2 号（2002 年 1 月）166 頁以下

大滝哲祐「ドイツにおける解除制度の発展に関する考察—催告を中心として（1～4・完）」『横浜国際科学研究所』第 10 卷第 2 号（2005 年 8 月）91 頁以下、第 11 卷第 2 号（2006 年 8 月）89 頁以下、第 12 卷第 1 号（2007 年 7 月）61 頁、第 12 卷 4・5 号（2008 年 1 月）55 頁以下

遠山純弘「不履行と解除（一）～（三・完）」北海学園大学法学会『法学研究』第 42 卷 3 号（2006 年 12 月）3 頁以下、同第 43 卷 1 号（2007 年 6 月）47 頁以下、同卷 2 号（2007 年 9 月）31 頁以下

遠山純弘「ドイツ法における催告解除と契約の清算（一）～（三・完）—催告解除は解除法における万能薬か—」北海学園大学法学会『法学研究』第 45 卷 3 号（2009 年 12 月）49 頁以下、同第 46 卷 2 号（2010 年 9 月）157 頁以下、同卷 3 号（2010 年 12 月）41 頁以下

遠山純弘「損害賠償、解除、そして帰責事由」松久三四彦ほか編、『民法学における古典と革新—藤岡康宏先生古希記念論文集』（成文堂、2011 年）167 頁以下

松井和彦「法定解除権の正当化根拠と催告解除（一）（二・完）」『阪大法学』第 61 卷 1 号（2011 年 5 月）55 頁以下、同卷第 2 号（2011 年 7 月）113 頁以下

『日本近代立法資料叢書 3 法務大臣官房司法法制調査部監修 法典調査会 民法議事速記録三』（社団法人商事法務研究会、昭和 59 年）

『日本近代立法資料叢書 3 法務大臣官房司法法制調査部監修 法典調査会 民法議事速記録四』（社団法人商事法務研究会、昭和 59 年）

梅謙次郎『民法要義 卷之三 債権編』（和佛法律学校（明法堂）、明治 30 年）

内田貴『民法 II 債権各論第 3 版』（東京大学出版会、2011 年）

北川善太郎『債権総論』（有斐閣、1993 年）

北居功『契約履行の動態理論 I 一弁済提供論』（慶應義塾大学出版会、2013 年）

岡松參太郎「所謂『積極的債権侵害』ヲ論ス」『法学新報』16 卷第 1 号 57 頁以下、同卷第 2 号 12 頁以下、同卷第 3 号 15 頁以下、同卷第 4 号 35 頁以下（明治 39（1906）年）

潮見佳男「債務不履行・契約責任論史」水本浩・平井一雄編、『日本民法学史・各論』（信山社、平成 9 年）

石坂音四郎『日本民法第三編債権第二巻 第 7 版』（有斐閣書房、大正 5 年（明治 45 年初版））

近藤英吉・柚木馨『註釈日本民法（債権論総則）[上巻]』（巖松堂書店、昭和 9 年）

北川善太郎『日本法学の歴史と理論』（日本評論社、1968 年）

末弘巖太郎『債権法総論』（出版社、出版年不詳）

我妻榮『新訂 債権総論 民法講義 IV』（岩波書店、1964（昭和 39）年（1940（昭和 15）年初版））

末弘巖太郎『債権各論 第 7 版』（有斐閣、大正 9 年（大正 7 年初版））

磯谷幸次郎『債権法論各論上巻』（巖松堂書店、大正 15 年）

石坂音四郎『日本民法第三編債権第六巻 第三版』（有斐閣書房、大正 5 年）

松波仁一郎・仁保亀松・仁井田益太郎『帝国民法正解 債権編第 3 版』（日本法律学校発行、有斐閣書房、明治 36 年）

末弘巖太郎『債権各論 第 7 版』（有斐閣、大正 9 年（大正 7 年初版））

岡村玄治『債権法各論』（巖松堂書店、昭和 4 年）

磯谷幸次郎『債権法論 各論上巻』（巖松堂書店、大正 15 年）

三猪信三『契約法講義要領 再版』（有斐閣、昭和 7 年）

鳩山秀夫『増訂日本債権法 各論上巻』（岩波書店、昭和 7 年（大正 13 年初版））

中村武『債権発生原因論』（巖松堂書店、昭和 3 年）

- 田邊光政『商法総則・商行為法第3版（新法学ライブラリー）』（新世社、2006年）
- 和田宇一『判例契約解除法上巻』（大同書院、昭和12年）
- 我妻榮『債権各論上巻 民法講義V1』（岩波書店、1954（昭和29）年）
- 松坂佐一『民法提要 債権総論 第3版』（有斐閣、昭和51年（昭和31年初版））
- 北川善太郎『債権総論（民法講要III）第3版』（有斐閣、2004年（1993年初版））
- 山田到史子「契約解除における『重大な違反』と帰責事由——一九八〇年国際動産売買契約に関する国連条約に示唆を得て—(一)(二)」『民商法雑誌』110巻2号（1994年5月）77頁、110巻3号（1994年6月）64頁
- 甲斐道太郎ほか編『注釈国際統一売買法(1)(2)』（法律文化社、2000年、2003年）
- 曾野裕夫・中村光一・船橋伸行「ウイーン売買条約(CISG)の解説(3)ないし(5・完)」『NBL』890号（2008年10月1日）82頁以下、同891号（2008年10月15日）65頁以下、同895号（2008年12月15日）49頁以下
- 曾野裕夫「ウイーン売買条約(CISG)の意義と特徴」『ジュリスト』1375号（2009年4月1日）4頁以下
- 渡辺達徳「ウイーン売買条約と日本民法への影響」『ジュリスト』1375号（2009年4月1日）20頁以下
- 潮見佳男「13国際物品売買条約における売主・買主の義務および救済システム」同『債務不履行の救済法理』（信山社、2010年）337頁
- オーレ・ランドー、ヒュー・ビール編、潮見佳男、中田邦博、松岡久和監訳『ヨーロッパ契約法原則I・II』（法律文化社、2006年）
- 木村常信「解除とその機能」『産大法学』11巻2,3号（1977年）95頁
- 宮本健蔵「債務不履行法体系の新たな構築—ウルリッヒ・フーバーの鑑定意見書—」、下森定編『西ドイツ債務法改正鑑定意見の研究（法政大学現代法研究所叢書9）』（日本評論社、1988年）121頁以下
- 潮見佳男「ドイツ債務法の現代化と日本債権法学の課題（一）（二・完）」『民商法雑誌』124巻3号（2001年）1頁以下、同巻4=5号（2001年）171頁以下（潮見佳男『契約法理の現代化』（有斐閣、2004年）324頁以下所収）
- 半田吉信『ドイツ債務法現代化法概説』（信山社、2003年）
- 半田吉信『ドイツ新債務法と民法改正』（信山社、2009年）
- 渡辺達徳「ドイツ債務法現代化における帰責事由—その内容及び機能について—」『判例タイムズ』1116号（2003年6月1日）22頁
- 山田到史子「解除における『重大な契約違反』と『付加期間設定』要件の関係—ドイツ、英米、CISG、PICC、DCFRの議論に示唆を得て—」『法と政治』第62巻1号上（2011年4月）183頁
- 潮見佳男「債務不履行・契約責任論史」水本浩=平井一雄編、『日本民法学史・各論』（信山社、1997年）183頁以下
- 潮見佳男『債権総論I 債権関係・契約規範・履行障害〔第2版〕法律学の森』（信山社、2003年）
- 平井宜雄『債権総論』（弘文堂、1985年）
- 平井宜雄『債権総論（第2版）』（弘文堂、平成6年）
- 森田宏樹「結果債務・手段債務の区別の意義について—債務不履行における「帰責事由」」『鈴木祿弥先生古希記念 民事法学の新展開』（有斐閣、1993年）109頁以下（森田宏樹『契約責任の帰責構造』（有斐閣、2002年）1頁以下所収）
- 好美清光「契約の解除の効力」遠藤浩・林良平・水本浩監修、『現代契約法体系第2巻 現代契約の法理（2）』（有斐閣、昭和59（1984）年）
- 辰巳直彦「契約解除と帰責事由」林良平・甲斐道太郎編、『谷口知平追悼論文集第2巻契約法』（信山社、平成5（1993）年）331頁以下

- 渡辺達徳「民法 541 条による契約解除と『帰責事由』—解除の要件・効果に向けた基礎資料—(1)(2・完)」『商学討究』、第 44 卷 1・2 号（1994 年）239 頁以下、同卷 3 号（1994 年）81 頁以下
- 渡辺達徳「履行遅滞解除の要件再構成に関する一考察」『法学新報』第 105 卷 8・9 号（1999 年）1 頁以下
- 谷口知平・五十嵐清編『新版注釈民法（13） 債権（4）』（有斐閣、平成 8 年）
- 平井宜雄『債権各論 I 上契約総論』（弘文堂、平成 20 年）
- 吉田邦彦「債権の各種—『帰責事由』論の再検討—」星野英一編集代表、『民法講座別巻 2』（有斐閣、1990 年）1 頁以下
- 森田修『契約責任の法学的構造』（有斐閣、2006 年）
- 森田修「解除権の行使方法と債務転形論—履行請求権の存在意義再論(1)～(3・完)」『法学協会雑誌』116 卷 7 号 1033 頁、同巻 8 号 1211 頁、同巻 9 号 1489 頁（いずれも 1999 年）
- 森田修「民法 541 条催告の規範的要件化と要件事実論」『ジュリスト』1158 号（1990 年）106 頁以下
- 鹿野菜穂子「契約解除法制と帰責事由」民法改正研究会『民法改正と世界の民法典』（信山社、2011 年）299 頁以下
- 栗田晶「目的不到達に基づく契約の解除—契約内容となっていない目的の不到達—」『信州大学法学論集』第 16 号（2011 年 3 月）19 頁
- 渡辺達徳「『ウェーン売買条約』（CISG）における契約目的の実現と、契約からの離脱」『商学討究』42 卷 1 号（1994 年）177 頁、43 卷 1・2 号（1994 年）131 頁
- 森田修「『契約目的』概念と解除の要件論—債権法改正作業の文脈化のために—」小林一俊・岡孝・高須順一編、『債権法の近未来像—下森定先生尊寿記念論文集』（酒井書店、2010 年）231 頁以下
- 民法（債権法）改正検討委員会編『債権法改正の基本方針（別冊 NBL126 号）』（商事法務、2009 年）
- 民法（債権法）改正検討委員会編『詳解債権法改正の基本方針 II 契約および債権一般(1)』（商事法務、2009 年）
- 「特別座談会：債権法の改正に向けて（下）—民法改正委員会の議論の現状」『ジュリスト』1308 号（2006 年 3 月）144 頁以下
- 北居功「契約の効力と契約の解除」『法律時報』81 卷 10 号（2009 年 9 月）43 頁以下
- 鹿野菜穂子「契約解除と危険負担—解除の要件論を中心にして—」円谷峻編著『社会の変容と民法典』（成文堂、2010 年）347 頁以下
- 加藤雅信「日本民法典財産法改正試案『日本民法改正試案・仮案（平成 21 年 1 月 1 日案）』の提示」『判例タイムズ』1281 号（2009 年 1 月 1 日）
- 加藤雅信「日本民法典財産法編の改正『日本民法改正試案』の基本枠組」『ジュリスト』1362 号（2008 年 9 月 1 日）19 頁
- 民法改正研究会編『法律時報増刊 民法改正国民・法曹・学会有志案』（日本評論社、2009 年）
- 半田吉信「解除要件についての改正をどう考えるか」椿寿夫・新美育文・平野裕之・河野玄逸編、『民法改正を考える（法律時報増刊）』（日本評論社、2008 年 9 月）279 頁以下
- 『民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理（『NBL』935 号付録）』（商事法務、2011 年）
- 「民法（債権関係）の改正に関する中間試案をめぐって 対談 債務不履行とその救済等」『ジュリスト』1456 号（2013 年 7 月）50 頁
- 横山美夏「契約の解除」『法律時報』86 卷 12 号（2014 年 11 月）33 頁
- 山田到史子「契約解除との関係における『危険』制度の意義」松浦好治他編『市民法の新たな挑戦—加賀山茂先生還暦記念』（信山社、2013 年）353 頁以下
- Arthur L. Corbin, *Discharge of Contracts*, 22 Yale L. J. 513 (1913)
- John E. Murray, Jr., *Corbin on Contracts* (Desk ed. 2013)

- John E. Murray, Jr., *Murray on Contracts* (5th ed. 2011)
- E. Allan Farnsworth, *Contracts* (4th ed. 2004)
- 平野晋『体系アメリカ契約法 英文契約の理論と法務』(中央大学出版部、2009年)
- 田島裕『UCC2001—アメリカ統一商事法典の全訳』(商事法務、2002年)
- 田島裕『UCC コンメンタリーズ第1巻総則・売買・リース』(レクシスネクシスジャパン、平成19年)
- 久保宏之『経済変動と契約理論』(成文堂、1992年)
- Joseph M. Perillo, *Calamari and Perillo on Contracts* (6th ed. 2009)
- Eric G. Andersen, *A New Look at Material Breach in The Law of Contracts*, 21 U.C. Davis L. Rev. 1073 (1988)
- 笠井修「建設請負契約における不履行判断のあり方について—アメリカ契約法における「実質的履行の法理」との比較—」伊藤眞他編、『民事司法の法理と政策 下巻』(商事法務、2008年)
- E. Allan Farnsworth et al., *Cases and Materials Contracts* (7th ed. 2008)
- Robert A. Hillman, *An Analysis of the Cessation of Contractual Obligations*, 68 Cornell L. Rev. 617 (1983)
- John F. Thomas, *Specific Performance of Land Purchases: Nebraska Supreme Court sets a Tender Trap for would-be Purchasers*, 12 Creighton L. Rev. 295 (1978)
- 谷口知平・五十嵐清編『新版 注釈民法(13)債権(4)』(有斐閣、平成8年)
- 司法研修所編『民事訴訟における要件事実第二巻』(法曹会、平成4年)
- 司法研修所編『改訂紛争類型別の要件事実』(法曹会、平成18年)
- 川井健『民法概論4 債権各論』(有斐閣、2006年)
- 内田貴『民法II 債権各論(第2版)』(東京大学出版会、2007年)
- 山本敬三『民法講義IV-1』(有斐閣、2005年)
- 吉原正三「契約の成立と効力・解除」伊藤滋夫総括編集、牧野利秋・土屋文昭・斎藤隆編『民事要件事実講座3 民法I 債権総論・契約』(青林書院、2005年) 213頁以下
- 伊藤滋夫『要件事実の基礎』(有斐閣、平成12年)
- 難波孝一「主張立証責任」伊藤滋夫総括編集、伊藤滋夫・難波孝一編『民事要件事実講座1 総論I 要件事実の基礎理論』(青林書院、2005年) 160頁以下
- 近江幸治『民法講義V 契約法(第2版)』(成文堂、2003年)
- 伊藤滋夫編『要件事実小辞典』(青林書院、2011年)
- 司法研修所編『新問題研究』(法曹会、2011年)
- 伊藤滋夫「司法研修所編『新問題研究 要件事実』について(下)」『法律時報』1045号(2012年4月)
- 内田貴『民法III 債権総論・担保物権(第3版)』(東京大学出版会、2005年)
- 『最高裁判所判例解説 民事編 昭和43年度』(法曹会、1973年) [7] 鈴木重信
- 浜田稔「付隨的債務の不履行と解除」契約法大系刊行委員会編『契約法大系I 契約総論』(有斐閣、昭和37年) 307頁以下
- 甲斐道太郎「土地売買における附隨的義務不履行と契約解除」『民商法雑誌』59巻3号(昭和43年12月15日) 436頁
- 阿部浩二「いわゆる付隨的義務の不履行と契約の解除」中川善之助・兼子一監修『不動産法大系第1巻 売買 改訂版』(青林書院新社、昭和50年) 422頁
- 小野剛「付隨的債務の不履行と契約の解除」『判例タイムズ』494号(1983年6月15日) 17頁以下
- 河上正二・判例評論(最判平成8年11月12日)『判例時報』1628号(平成10年4月1日) 179頁(判例評論470号17頁)

出口正義「ゴルフ場の附帯施設の未整備と会員の入会契約の解除」『平成 11 年度重要判例解説、別冊ジュリスト』1179 号（2000 年 6 月 10 日）104 頁

『最高裁判所判例解説 民事編 昭和 36 年度』（法曹会、1973 年）400 頁〔126〕 桜田文郎

渡辺達徳「附隨的債務の不履行と解除」『民法判例百選 II 債権〔第 6 版〕、別冊ジュリスト』196 号（2009 年）90 頁（No.44）

森田宏樹『不動産判例百選〔第 3 版〕、別冊ジュリスト 192 号』（2008 年）56 頁（No.27）

渡辺達徳「附隨的債務の不履行と解除」、奥田昌道ほか編『判例講義民法 II 債権〔第 6 補訂版〕』（悠々社、2005 年）127 頁

大江忠『要件事実民法 4 債権各論 第 3 版』（第一法規、平成 17 年）

伊藤滋夫「権利の生成過程と内容—主として受動喫煙問題を題材として—」『司法研修所論集』107 号（2002 年）、35 頁以下

伊藤滋夫「要件事実論の現状と課題」伊藤滋夫編『民事要件事実講座 1 総論 I』（青林書院、2005 年、）37 頁

来栖三郎『契約法』（有斐閣、1974 年）

山田卓生「契約からの脱退」遠藤浩他監修『現代契約法大系第 2 卷 現代契約の法理(2)』（有斐閣、昭和 59 年）198 頁以下

伊藤滋夫編『債権法改正と要件事実 法科大学院要件事実教育研究所報第 8 号』（日本評論社、2010 年）

潮見佳男「債務不履行による損害賠償・解除の法理と要件事実論」伊藤滋夫編『債権法改正と要件事実法科大学院要件事実教育研究所報第 8 号』（日本評論社、2010 年）90 頁

高須順一「債務不履行責任（損害賠償責任および解除権）のあり方と要件事実論」伊藤滋夫編『債権法改正と要件事実法科大学院要件事実教育研究所報第 8 号』（日本評論社、2010 年）109 頁

難波孝一「債務不履行と解除の関係について—主として要件事実論的観点からの検討」伊藤滋夫編『債権法改正と要件事実法科大学院要件事実教育研究所報第 8 号』（日本評論社、2010 年）116 頁

以上